

## 質問と回答

## 平成24年改訂「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」講習会における質問と回答

一般財団法人日本建築センター

国土交通省では、これまでバリアフリーに係る設計や審査の現場等で活用されてきた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び関係政省令に対応した建築設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準（平成19年度）」について、前回改訂より約5年が経過したことから改訂を行い、平成24年7月に「高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準（平成24年度）」を公表しました。（ビルディングレター2012年12月号参照）

日本建築センターでは「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成24年度）」をテキストとした講習会を平成24年12月～平成25年1月に開催し、今般、受講者の方々より寄せられました質問に対し、講師の方々に回答をとりまとめたいただきましたので、ここに掲載いたします。

なお、本誌ビルディングレターに掲載した講習会の質問と回答は、日本建築センターホームページ/講習会/終了した講習会（[http://www.bcj.or.jp/c15\\_course/index.php?pv=1](http://www.bcj.or.jp/c15_course/index.php?pv=1)）にも掲載しておりますのでご参照ください。

（質問中の[P.○]は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成24年度）/人にやさしい建築・住宅推進協議会発行」の該当ページを示します。）

No.	該当頁	質問内容	回答
1	P2-12の4行目	<p>物品販売業を営む店舗の設計上のチェックポイントで「物販棚の間の通路は十分な幅員を確保する」とあるが物販棚の間は誘導基準省令第3条（廊下等）の幅員を適用するのか。</p> <p>上記で適用しない場合、物販棚の間の幅員がいくつであっても認定を行っても差し支えないということでしょうか（極端な話、車いすの通れない80cm未満の通路しかない場合）。</p>	<p>物販棚の間の通路が廊下等に該当するかどうかは、プランによる個別判断となります。プランにより廊下等と判断された物販棚の間の通路については、誘導基準省令第3条（廊下等）の幅員を適用します。その他の物販棚の間の通路は、設計標準において十分な幅員を確保するとし、車いす利用者への配慮を求めています。</p>
2	P2-53 右上の図	<p>図「壁面の配慮例」壁に設ける突出物について、「4～5cm程度」と記載がありますが、一般的な数値でしょうか、望ましい数値でしょうか。</p>	<p>突き出し部分の寸法の望ましい数値としては10cm以下としています。凡例が違っていました。（「4～5cm程度」は削除） 正誤表参照：<a href="http://www.mlit.go.jp/common/000231483.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000231483.pdf</a></p>
3	P2-87	<p>図「オストメイト用設備を有する便房」の寸法の記載はないが、図を見る限りこのスペースでは車いすは入れないと思うのですが有効開口は800mm必要でしょうか。</p> <p>自己導尿の人が扉を閉められなくても使えるようにこうなっていると理解すればいいのでしょうか。</p>	<p>多機能便房における利用者の集中回避等の観点から、車いす使用者用やオストメイト用設備を有する便房など個別機能を備えた便房を設けることが望ましいとしています。（P2-75参照）その上で、車いす使用者用便房とは別の便房にオストメイト用設備を設ける場合、当該便房に出入口幅80cm以上の規定はかかりません。</p>

No.	該当頁	質問内容	回答
4	P.2-89	多機能トイレの機能分散されることによる機能ごとのブースへの誘導方法、ピクトサインの確立が必要では。	利用者を誘導するために、建築物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を表示することが望ましいとしています。(P.2-77参照)
5	P.2-89	<p>図「車いす使用者簡易型便房」の取扱いについて</p> <p>車いす転回スペースがとれないものについてもピクトサインの設置は可能なのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置可能な場合、転回できる車いすトイレと転回できないもので利用者に混乱が生じる。</li> <li>・設置不可の場合、別のサインを設けないと普通のブースとの区別がつかない。</li> </ul>	簡易型であっても車いす使用者が利用可能な大きさの便房であればピクトサインの設置は可能であると考えます。転回については、何度かの切り返しで相当数の人が利用できると判断しています。
6		誘導ブロックの表示の方法が、土木と建築で違うと思うので、関連の仕方が何かあれば良いと思う。	道路と建築物の敷地との境界においては連続的な誘導方法が求められており、建築設計標準においてはP.2-26にて「道路と敷地の境界をいかに整備するか」というコラムを掲載しております。地域によっては異なる敷設事例も見られますが、基本的な考え方は共通ですので、利用者の立場に立って、どのような方法がよいかの調整を継続的にお願いします。
7		2020年までに乗降3,000人/日以上のある駅は100%バリアフリー化する方針説明がありましたが、法令化される予定はあるのでしょうか。	「移動等円滑化の促進に関する基本方針(最終改正：平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)」において、一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設については、平成32年度までに、原則として全てについて、①段差の解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施することを定め、バリアフリー環境の整備を推進しております。
8	P.2-75の2行目の「設計の考え方」 配布資料 P.11の5行目	<p>「利用者に応じた設計」について、公共トイレにおける施設用途規模別の適正器具数の時代に合ったガイドラインの見直しが必要と思う。ぜひ専門家による研究会を立ち上げも含めご検討願う。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1983(昭和58)年空気調和衛生工学会が世の中標準：あまりにも古い</li> <li>・車いす使用者便房の適正器具数(現状ガイドなし)</li> <li>・パウダーコーナー化粧直しの適正器具数</li> <li>・男女比の見直し(女性トイレだけ長蛇の列)</li> <li>・大便器、小便器比率(男性の大便器が不足)</li> </ul>	用途、規模等施設計画により、事業者、設計者の判断による部分が少なくないため、今後の検討課題とさせていただきます。